

第 2 1 0 回宮城県都市計画審議会議事録

第210回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和6年8月29日（木）
午後2時から午後3時20分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室
(Web併用)

○次第

1 開 会

2 報 告

第208回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第209回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（2件）

議案第2407号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第2408号 仙塩広域都市計画道路の変更について

4 その他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎真人	尚綱学院大学名誉教授
大崎早苗	宮城県指導農業士
玉山直美	弁護士
千葉琢夫	元宮城県住宅供給公社常務理事
増田 聡	帝京大学・東北大学教授
山田理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
菅家秀人	農林水産省東北農政局長（代理）
川崎 博	国土交通省東北運輸局長（代理）
西村 拓	国土交通省東北地方整備局長（代理）
細田 正	宮城県警察本部長（代理）
佐藤仁一	宮城県議会議員
橋本啓一	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
色川晴夫	宮城県町村議会議長会会長（松島町議会議長）

（以上13名、敬称略）

○審議結果

- ・議案第2407号 特殊建築物の敷地の位置について
- ・議案第2408号 仙塩広域都市計画道路の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開会

○事務局（久保副参事） ただいまから第210回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（久保副参事） ただいまから第210回宮城県都市計画審議会を開催いたします。先般、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧ください。東北農政局長の菅家 秀人（かんげ・ひでと）委員です。東北運輸局長の川崎 博（かわさき・ひろし）委員です。東北地方整備局長の西村 拓（にしむら・たく）委員です

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で8種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、参考資料、報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第209回審議会議事録でございます。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしく御願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしく御願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。山田理恵委員と佐藤仁一委員をお願いいたします。

2 報告（第208回及び第209回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第208回及び第209回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（永澤都市計画課長） 都市計画課長の永澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、お手元の議案書 2 ページをお開きください。

ページ上段を御覧ください。前々回の第 208 回審議会におきまして御審議いただきました、議案第 2397 号「仙塩広域都市計画区域の変更について」、議案第 2398 号「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第 2399 号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」につきましては、処理結果に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。

ページ下段を御覧ください。前回の第 209 回審議会におきまして御審議いただきました、議案第 2403 号「石巻広域都市計画区域の変更について」、議案第 2404 号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」、議案第 2405 号「気仙沼都市計画区域の変更について」、議案第 2406 号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」につきましては、処理結果に記載のとおり、所定の手続きを全て完了しております。

以上でございます。

○増田議長 前回までの議案の処理結果について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見はないようですので、以上で第 208 回及び第 209 回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第 2407 号及び議案第 2408 号の 2 件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第 2407 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第 2407 号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（高橋建築宅地課長） 建築宅地課長の高橋でございます。よろしく御願いいたします。議案第 2407 号「特殊建築物の敷地の位置について」について御説明します。

「議案書」の 3 ページを御覧ください。この議案は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特殊建築物の敷地の位置について、御審議いただくものです。

まず、建築基準法第 51 条の概要を御説明いたします。都市計画区域内で、今回対象となっている産業廃棄物処理施設や、卸売市場などの「特殊建築物」は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない、ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画に支障がないと認めて許可した場合は、この限りではないとされております。

この度、山元町内において、産業廃棄物処理施設の設置の許可申請がありましたので、都市計画上の支障の有無について御審議いただくものでございます。

4 ページをお開きください。御審議いただく「施設名称」は、「三宅建設株式会社 破砕工場」、
「建築主住所・氏名」は、「亶理郡山元町真庭字南権現 1 1 4 三宅建設株式会社 代表取締役 三宅 幹彦」でございます。「敷地」について、「位置」は「亶理郡山元町真庭字南権現 1 1 4 番 1、
1 1 4 番 2」で、「面積」は「1, 5 1 4. 8 8 平方メートル」、都市計画上の「用途地域」は「指定なし」でございます。

次に「建築物」の欄を御覧ください。建築基準法上の「用途」は「産業廃棄物処理施設」です。
「工事種別等」は「増築」です。

申請者は、現在、建設業を営んでおり、事業の中で発生する木くずを破砕し、再資源化して有効利用することを目的に、同社の事務所敷地において、今回増築する建物内に、木くず破砕処理施設を設置し、新たに産業廃棄物処分事業を開始するものです。増築及び既存施設の「構造、規模等」は記載のとおりです。

次の「処理施設」の「処理内容及び処理能力」の欄を御覧ください。産業廃棄物の処理内容を示しております。木くずの1日あたりの処理量は、72.8 tを予定しております。「処理方法」は破砕機による破砕です。

木くずの1日当たりの処理量が5 tを超える今回の計画は、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となります。

次に、議案書の5ページをお開きください。左の山元都市計画図を御覧ください。赤丸が計画地を示しており、山元都市計画区域の中央からやや南西側に位置しております。坂元駅近くの黄色に着色した第一種住居地域からは、西へ約2 km離れております。

次に右上の搬入・搬出経路図を御覧ください。搬出入は町道真庭新田線から行い、運搬ルートは、主に町道東街道線、県道角田山元線、国道6号を利用する計画で、県道、町道ともに十分な幅員を有しています。

次に右下の配置図を御覧ください。青色に着色している部分が今回増築する建築物で、この内部に破砕処理施設を設置します。同社では土木工事で発生した木くずや、ダムや河川から発生する流木等を搬入し、付着物を除去した後に破砕工場内で破砕し、サイズごとに選別を行い、木質資源材とします。木質資源材は、例えばパーティクルボードの材料として加工会社や、家畜用敷材として酪農家に売却されます。売却が困難なものは、産業廃棄物焼却施設へ運搬され処分されます。搬出入のトラックは、搬入と搬出を合わせ1日あたり最大20台程度を見込んでおります。施設の稼働時間は午前9時から午後5時までの8時間を予定しており、廃棄物の搬出入時間は午前9時から午後4時までを予定しております。

6 ページを御覧ください。当県では、建築基準法第51条ただし書許可の審査基準を定め、廃棄物処理施設の立地に関する審査を行っております。

まず、審査項目の立地場所の基準1について、当該施設が立地する山元町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。基準4については、敷地周囲100mの範囲に50戸以上の住宅が連担した集落はありません。基準5から7について、計画地に最も近い教育文化施設は、坂元小学校で、1.9 km程度離れております。最も近い医療施設は2 km程度、社会福祉施設は2.8 km程度離れております。

次に搬入搬出道路等の基準について、町道真庭新田線及び東街道線は、幅員6.5mであり、基準8と9の幅員等の基準に適合しております。また、基準10について、町道東街道線の一部が坂元

小学校の通学路となっていますが、通学及び下校時には搬出入を行わずに、児童の安全を確保することで、小学校とも協議済みです。

次に、当該施設的环境対策に関する基準 1 1 から 1 4 について説明します。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、施設の設置許可申請が仙南保健所に提出されています。その中で環境対策について審査がなされており、破碎に伴う粉じんの飛散防止対策については、破碎処理施設を建屋内に設置し、更に粉じん発生箇所に散水装置を設け、粉じんの発生を抑制します。

次に騒音及び振動については、敷地境界線上の 1 地点及び事業計画地周辺の最寄り民家 3 地点の合計 4 地点で予測評価を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しているため、生活環境保全上の目標を満足しております。

続いて水質については、処理工程で水を使用しないため審査対象ではありません。なお、処理施設の洗浄廃水、生活排水などについては、浄化槽を通じて排水されるため、周囲環境への悪影響はありません。

最後の悪臭については、処理対象は木くずのみであり、悪臭の発生のおそれのある廃棄物の受け入れは行いませんので、審査対象ではありません。

基準 1 5 の周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、令和 5 年 7 月 1 5 日、令和 6 年 6 月 3 日に実施しておりますが、反対意見等は出ておりません。

以上で、議案第 2 4 0 7 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増田議長 ありがとうございます。今回の議案第 2 4 0 7 号について、御意見や御質問等はございますでしょうか。地元の業者が新しく建屋の中に施設を設置するということであり、環境基準等も満足されるという事前の評価になっております。特に委員の皆様から御意見がないようであれば、お諮りしたいと思います。それでは、議案第 2 4 0 7 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第 2 4 0 7 号：原案のとおり承認する（賛成 1 3 名、反対 0 名）。

議案第 2 4 0 8 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○増田議長 続きまして、議案第 2 4 0 8 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案第 2 4 0 8 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書7ページからになります。その前に、参考資料1ページをを開きください。

初めに、今回変更する都市計画道路、1・4・4号松島幹線の位置と、都市計画決定の経緯について、御説明いたします。当該路線は、仙塩広域都市計画道路として、図面下段右側に旗揚げしております。起点の利府町春日字山下から図面中央に旗揚げしております。終点の利府町赤沼字放森を結ぶ、利府中 IC と松島海岸 IC までの路線と、旧松島観光都市計画道路として、図面中央に旗揚げしております。起点の松島町桜渡戸字高清水から、図面上段右側に旗揚げしております。終点の松島町根廻字音無を結ぶ、松島海岸 IC から松島北 IC までの路線として、それぞれ昭和61年5月に都市計画決定しました。その後、平成22年5月に、旧松島観光都市計画における松島町分を仙塩広域都市計画に編入したことに伴い、各路線を統合し、利府中 IC が位置する利府町春日字山下を起点、松島北 IC が位置する松島町根廻字音無を終点とする延長約10,660m、車線数4車線、代表幅員20.5mの都市計画道路となっております。

今回の変更は、赤色でハッチングした松島海岸 IC 及び松島大郷 IC のランプの構造等の変更に伴い、区域を変更するものでございます。

それでは、議案書8ページを御覧ください。こちらは、今回変更の計画書になります。計画書下段の理由を御覧ください。

今回の変更理由は、「仙塩広域都市計画区域における、円滑な道路交通の確保、及び利便性の向上を目的とし、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るもの」でございます。上段の表を御覧下さい。太字で表しておりますのが変更箇所になりまして、今回は2点ございます。

1点目は、備考欄最上段に記載しております、都市計画道路の区域の一部変更でございます。松島海岸 IC と松島大郷 IC のランプ構造や、線形等を変更することに伴い、区域の一部に変更が生じたものです。詳細については、後ほど図面にて御説明いたします。

2点目は、「区域の一部変更」に伴い、表の下から2行目に記載しております、太字の地域が追加されたものです。

その他の項目については、変更ございません。

議案書9ページを御覧ください。こちらは、今回変更する仙塩広域都市計画道路の、総括図でございます。図面上側が北方向となり、図面右下の凡例にあるとおり、既に決定されている区域についてはピンク色、追加する区域については赤色、廃止する区域については黄色で示しているものです。なお、本ページにおいては、縮尺が細かいため、追加廃止が分かりにくいことから、後ほど、参考資料を用いて御説明いたします。また、今回変更する松島幹線の起点から終点までを、上側に引き出し線で旗揚げし、起終点位置、延長、車線数、代表幅員などを明示しております。

参考資料2ページを御覧ください。こちらは松島海岸 IC の図に車両の動線等の情報を重ねたものです。濃い緑色の破線は、松島海岸 IC から仙台方面へ乗る、A ランプにおける動線、薄い緑色の破線は、石巻方面から松島海岸 IC に降りる、B ランプにおける動線、オレンジ色の破線は、松島海岸 IC から石巻方面へ乗る、C ランプにおける動線、水色の破線は、仙台方面から松島海岸 IC に降りる、D ランプにおける動線を示しています。

松島海岸 IC において、現在、濃い緑色の破線で示す仙台方面へ乗る A ランプ、薄い緑色の破線で示す、石巻方面から降りる B ランプは、信号処理が無く、スムーズに乗降が可能となっております。しかしながら、オレンジ色の破線で示す、石巻方面へ乗る、C ランプと、水色の破線で示す、仙台方面から降りる、D ランプは、平面 Y 型で交差しており、交差箇所が信号処理となっております。

す。この信号処理により、Dランプでは写真で示すように渋滞が発生し、本線まで影響するなど通行機能の悪さが課題となっております。

参考資料3ページを御覧ください。このため、黄色で示す現在の①Cランプを廃止し、②Cランプの赤色で示すように南側に大きく迂回させ、平面Y型交差を立体交差にすることで、信号処理を解消します。また、走行性・安全性の向上を図るため、Aランプ、Cランプ、Dランプの幅員を左上の横断図に示すとおり、現在の5.5mから7.0mに変更し、設計速度を時速30キロから時速40キロに変更し、法線を見直しました。これにより、Aランプについては、ピンク色と赤色に、Cランプ、Dランプについては、黄色からピンク色と赤色に、変更となります。

参考資料4ページを御覧ください。こちらは変更後の動線を示した図です。図のとおり、すべてのランプで信号処理なく、スムーズな乗降が可能となることにより、利便性の向上を図ります。

参考資料5ページを御覧ください。こちらは松島大郷ICの図に車両の動線等の情報を重ねたものです。オレンジ色の破線は、主要地方道大和松島線から、石巻方面へ乗る動線、薄い緑色の破線は、石巻方面から主要地方道大和松島線に降りる動線、濃い緑色の破線は、主要地方道大和松島線から、仙台方面へ乗降する動線を示しております。松島大郷ICは、現在、仙台方面と石巻方面への入り口が2箇所に分かれており、料金所も3か所に分散していることから、利用者に分かりづらく、誤進入が多く発生している状況です。

参考資料6ページを御覧ください。このため、黄色で示す現在のランプを廃止し、新たに赤色で示すランプを設置することで、3箇所の出入口及び料金所を1か所に集約しました。1か所の出入口、及び料金所から仙台方面、石巻方面に乗降が可能となり、利用者の誤侵入防止や、利便性の向上を図ります。併せて、走行性・安全性の向上を図るため、幅員を左下の図に示すとおり、現在の5.5mから7.0mに変更し、設計速度を時速30キロから時速40キロに変更しました。

以上で、議案2408号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 議案第2408号「仙塩広域都市計画道路の変更について」の御説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等がございますか。ランプの出入りが入り組んでおり、一目見てどの道路と接続するのか、なかなか分かりにくくなっているところもありますが、信号処理を止めて、もっとスムーズに乗降できる形式に変更するという内容になっていたかと思えます。

○橋本委員 宮城県市議会議長の橋本です。今回の都市計画道路の変更については、渋滞解消に繋がるだけではなく、料金所への流入や流出の部分が整理されることにより、混雑緩和に結び付くと考えており、観光地である松島にアクセスするに際し、良い状況になると思われま。そこで確認させていただきたいのですが、今回の大郷ICも含めて、都市計画道路の変更決定に伴って、今後の工事スケジュールがどのように想定されているのかについてお聞かせいただければと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 宮城県都市計画課の永澤です。御質問いただきました今後のスケジュールについてですが、まず、今回の都市計画審議会で、変更の都市計画決定を承認いただいたならば、告示を行い、その後、事業着手に向けて必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

○橋本委員 ありがとうございます。スムーズに、この決定が進んでいくと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○増田議長 予算等については都市計画審議会とは別に決まっていくかと思いますが、当審議会としては、なるべく早く、円滑に作業が進むことを期待したいと思います。

○色川委員 宮城県町村議会議長会の色川と申します。現在の IC については、仙台方面から来ますと、信号機のところで一旦停止することから、危険性があると感じておりました。その解消を目指しているということで期待したいと思います。今回、参考資料 4 ページを拝見すると、C ランプが仙台方面へ移動いたします。そういたしますと、当該 C ランプ予定地には、住宅地がありますが、その部分についての調整はいかがでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 参考資料の 4 ページのオレンジ破線で示しております C ランプについては、御指摘のとおり、仙台方面に南下し、南側を回って料金所へ向かうという形状になります。4 ページにおいて薄く下地に住宅地図レベルで現在の家屋が記載されておりますが、当然、こういった用地や家屋を所有されている方々には御協力いただく必要がある内容になっております。道路公社においても地元説明会の開催や地権者等への調整は行っており、丁寧な説明を行いながら事業を進めていると伺っております。

○色川委員 道路をここまで延長することから、当然、地権者については納得していると理解してよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） そう御理解いただければと思います。

○色川委員 参考資料の写真にもありますとおり、土日や連休等には、出口付近から本線まで渋滞が伸びており、一方で、国道 4 5 号線は以前と比較しますと、非常に空いている状況となっております。今回の IC 改修により松島に向かう方が増えることが予想されますので、渋滞の解消策として、国道 4 5 号線の方にどのように誘導すべきかについて、また、この三陸道から降りた長老坂という道路が大渋滞となっておりますので、この浜田駅前赤沼線の方向への誘導の方策について考える必要があると思います。将来的に検討いただければと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） お話いただきました松島周辺の利府や塩釜、大郷などの地域の交通の渋滞状況については、県においても休日やイベント時などに渋滞が発生する交差点等の個所を把握して調査を進めております。併せて、御存じのとおり、松島町や県警、国交省などに御協力いただきながら、国道 4 5 号を通行止めにして社会実験を 2 年間行いました。国道 4 5 号の交通状況もさることながら、利府街道についてもかなり交通量が多くなってきており、また、三陸道の延伸等も含めて交通状況に変化があり、各種影響しております。そういった社会実験の結果等を踏まえながら、県といたしましても交通の誘導や渋滞対策について、関係機関と調整を進めながら、対応していきたいと考えております。しかしながら、具体的な当該交差点からの誘導等については、今後、

地元の松島町や関係機関と調整を進めながら可能な方策について検討して参りたいと思います。

○色川委員 今回の変更案からは少し拡大した意見となってしまいましたが、ぜひ県民の方々に喜ばれるような方策を考えていただければと思います。

○増田議長 付帯の意見として貴重な御意見ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。他に委員の皆様から御意見や御質問が無ければ、お諮りしたいと思います。議案第2408号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

先ほどありましたとおり、観光地として観光客や日々通勤等に使用されている方など、さまざまな属性の方が当該道路を使用されると思いますので、それぞれの立場から検討を深めていただければと思います。

【議決】議案第2408号：原案のとおり承認する（賛成13名、反対0名）。

○増田議長 審議案件は以上でございますが、事務局から他に何かあればお願いします。

○事務局（永澤都市計画課長） 報告したい案件がございますので、この場をお借りして、報告させていただいてよろしいでしょうか。

○増田議長 お願いします。

○事務局（永澤都市計画課長） 前回、令和6年5月31日に開催しました第209回都市計画審議会において、御意見をいただきました「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」の補足説明と、次回、3月に予定しております都市計画審議会でお諮りしたいと考えております「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、委員の皆様事前に御説明したいと思います。

報告資料1を御覧ください。第209回都市計画審議会補足説明についてです。前回の都市計画審議会後に各委員の方々にはすでにメールにて同様の資料をお送りしておりますが、改めて御説明させていただきます。表を御覧ください。

1つ目は千葉委員からの5ページの都市の将来構造について一部凡例の着色が都市計画区域をはみ出しているため修正した方が良いとの御意見につきましては、別添1資料のとおり着色部分を修正し、別添2において修正前後を示しております。修正箇所は赤丸で囲んで示しております。

2つ目は、阿留多伎委員から、6、7ページの「交通連携軸に位置づけた路線」、また、11ペ

ージの「防災集団移転事業による丘陵部における新たな団地」、13ページの「防災拠点」について各々の場所を示して欲しいとの御意見がありました。これにつきましては、別添3のとおり、補足資料を作成させていただいております。この別添3に各交通連携軸となる路線及び路線名を明示し、防災集団移転団地は青丸で、防災拠点は赤丸で示しております。報告資料1の説明は以上になります。

続きまして、「報告資料2」について、御説明させていただきます。

「報告資料2」の「1ページ」を御覧ください。「石巻広域、河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」です。

今回は、東日本大震災からの復興が完了した後、初めての見直しになります。現行の方針では、「震災からの復興」に焦点を置いた内容となっておりますが、見直し後は、人口減少・超高齢化社会に対応した「復興後のまちづくり」へ移行した内容となっておりますので、そのあたりの状況の変化を念頭に、お聞きいただければと思います。

「2ページ」をお開きください。御覧の目次に従って、大きく5点御説明いたします。

「3ページ」を御覧ください。

はじめに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」です。ここでは、具体的な方針の説明に入る前に「方針の位置付け等」について御説明いたします。

「4ページ」をお開きください。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定状況」です。本県には、図に示すとおり、12の都市計画区域があり、全てにおいて、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定しております。今回は、赤枠で旗揚げしております、石巻広域都市計画区域及び河北都市計画区域について御説明いたします。

「5ページ」を御覧ください。「②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置付け」についてです。県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「都市計画区域マスタープラン」については、県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」や国土利用計画法に基づく「宮城県土地利用基本計画」を上位計画とし、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものです。一方、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、通称「市町村都市計画マスタープラン」については、県が定める都市計画区域マスタープランや市町村の建設に関する基本構想に即して定められることとされており、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあべき「まち」の姿をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。「都市計画区域マスタープラン」は基本的な方向性を示し、具体のきめ細かい都市計画の方針は「市町村都市計画マスタープラン」に定めることで、都市計画制度を運用していくことになっております。土地利用や都市施設等の「個々の都市計画」については、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランなどに即して決定され、具体の事業が実施されることになっております。

「6ページ」をお開きください。「③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成」についてです。この方針には大きく分けて3点定めることとされており、1点目は「都市計画の目標」で、人口と産業規模の現況と将来の見通しについてです。2点目は「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針です。3点目は「主要な都市計画

の決定の方針」として、用途地域等の「土地利用」、道路や下水道等の「都市施設」、土地区画整理事業などの「市街地開発事業」、公園や緑地等の「自然的環境」、加えて、県独自で「防災」に関する都市計画の決定の方針について定めております。

以上で、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」の説明を終わります。

「7ページ」を御覧ください。次に、「県東部地区の見直しの方針について」御説明いたします。

「8ページ」をお開きください。「県東部地区の見直しの方針」です。1点目は、人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び交通ネットワークの形成と、歩いて暮らせるまちづくりの実現。2点目は、移転元地や復興事業の有効活用により、交流人口・関係人口を拡大し地域活力を創出。3点目は、頻発化・激甚化する災害にハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現。4点目は、富県躍進の実現に資する力強い産業の再生と創出。5点目は、優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化。以上の、5点を県東部地区の見直しの方針としております。

「9ページ」を御覧ください。次に「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて」御説明いたします。

「10ページ」をお開きください。「①都市計画の目標」「1基本的事項」についてです。目標年次は、令和2年を基準年に、20年後の「令和22年」としております。石巻広域都市計画区域の規模及び範囲は、表1のとおり、石巻市と女川町の行政区域の一部、東松島市の行政区域の全部となっております。また、概ねの人口規模は、表2のとおり、基準年の令和2年では15万1千人、目標年の令和22年では11万7千人と想定しております。

「11ページ」を御覧ください。「2都市づくりの基本方針」についてです。都市の将来像を「災害に強く、活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成」とし、将来像の実現のための基本方針を4点定めております。1点目は、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造のもと、誰もが「歩いて暮らせるまちづくり」の実現。2点目は、流域治水の取組推進による災害に強い市街地形成の推進。3点目は、移転元地の活用も含めた企業の集積による活力ある産業拠点の形成。4点目は、特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化。以上の4点になります。

「12ページ」をお開きください。「②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」「1区域区分の決定の有無」についてです。本都市計画区域では、「今後とも適正な土地使用の誘導が必要なこと」と「自然環境の維持・保全が必要なこと」から、無秩序な市街化を防止するため、引き続き、区域区分を定めることとしております。

「13ページ」を御覧ください。「2人口の現況及び将来の見通し」についてです。左側フロー図を御覧ください。県の上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」における推計人口をもとに、各区域のシェア率を乗じ、都市計画区域人口及び市街化区域人口を算出しております。右側上段の図1を御覧ください。フロー図をもとに算出した都市計画区域人口は、令和2年では約15万1千人、目標年の令和22年では約11万7千人と推計しております。右側下段の図2を御覧ください。フロー図をもとに算出した市街化区域人口は、令和2年では約12万5千人、目標年の令和12年では約11万1千人と推計しております。

「14ページ」をお開きください。「3産業規模の現況及び将来の見通し」についてです。初めに、左側の「製造品出荷額等」についてです。今後も増加傾向を見込んでおり、目標年の令和12

年には約4千3百64億円と推計しております。推計方法については、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」において定めている、県内の目標額をもとに算出した、県東部地区の令和元年から令和6年までの年平均増加率を、図3のとおり、令和6年以降の数値に乗じていくことで、将来値を推計しております。次に、右側の「年間商品販売額」についてです。製造品出荷額等と同様に、今後増加傾向を見込んでおり、目標年の令和12年には約3千9百79億円と推計しております。推計方法については、製造品出荷額等のように上位計画で目標値が定められていないことから、図4のとおり、実績値の趨勢により将来値を推計しております。

「15ページ」を御覧ください。ここからは、「③主要な都市計画の決定の方針」についてです。初めに、「1土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「主要な用途の配置の方針」として、「災害危険区域等における産業地の充実」、「都市機能を集約した中心拠点等の形成」、「公共交通ネットワークの維持・充実」等の方針を定めております。右側の図5を御覧ください。「主要な用途の配置の方針」をもとに、各拠点を位置づけた図になります。オレンジ丸で示した、石巻駅周辺、矢本駅周辺及び女川駅周辺を「都市中心商業地」、赤丸で示した三陸縦貫自動車道と国道108号の交差点付近の石巻市蛇田地区を「広域型商業地」、水色丸で示した、仙台塩釜港石巻港区などを「拠点型工業地」、青丸で示した石巻漁港周辺などを「水産加工型工業地」にそれぞれ位置づけております。

「16ページ」をお開きください。次に、「2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の「交通施設」についてです。「交通体系整備の基本方針」として、「公共交通ネットワークの維持・拡充、交通結節点の機能強化を図る」等の方針を定めております。右側の図6を御覧ください。「交通体系整備の基本方針」をもとに、ネットワーク図としたものです。国道45号、国道108号、国道398号などを「主要幹線道路」、石巻鹿島台色麻線などを「幹線道路」にそれぞれ位置づけております。

「17ページ」を御覧ください。「下水道」、「河川・海岸」及び「その他施設」についてです。「下水道整備の基本方針」については、「効率・効果的な施設整備を推進する」や「老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進する」などの方針を定めております。「河川・海岸整備の基本方針」については、「市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する」などの方針を定めております。「その他の施設の基本方針」については、「周辺環境に配慮した適正な土地利用を図る」などの方針を定めております。

「18ページ」をお開きください。次に「3市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「主要な市街地開発事業の決定の方針」については、「既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済みの住宅地への人口収容を図る」や「面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良好な市街地の形成を進める」などの方針を定めております。

「19ページ」を御覧ください。次に、「4自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。「公園・自然的環境の方針」については、「持続可能で魅力的な緑地環境の整備・維持管理」、「優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地の保全と活用」や「良好な都市環境の保全や都市景観の形成」などの方針を定めております。右側の図7を御覧ください。「公園・自然的環境の方針」をもとに、主要な公園や緑地などを示したものです。県立自然公園旭山などを「環境保全系統」、里浜貝塚などを「歴史文化系統」、三陸復興国立公園などを「景観構成系統」に位置づけております。

「20ページ」をお開きください。最後に、「5防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。「防災の基本方針」について、「流域治水による水災害対策の実施」や「土地利用規制の強化、適切な誘導並びに移転の促進による災害被害の最小化」などの方針を定めております。

以上で、「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて」の説明を終わります。

続きまして、「21ページ」を御覧ください。次に、「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」御説明いたします。

「22ページ」をお開きください。「①都市計画の目標」「1基本的事項」についてです。目標年次は、令和2年を基準年に、20年後の「令和22年」としております。河北都市計画区域の規模及び範囲は表3のとおり、石巻市の行政区域の一部となっております。また、おおむねの人口規模は表4のとおりです。

「23ページ」を御覧ください。「人口の現況及び将来の見通し」についてです。左側のフロー図を御覧ください。先ほど御説明しました石巻広域都市計画と同様に、県の上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」における推計人口をもとに、各区域のシェア率を乗じ、都市計画区域内人口を算出しております。右側の図8を御覧ください。フロー図をもとに算出した都市計画区域人口は、令和2年で約5千8百人、目標年の令和22年で約4千4百人と推計しております。

「24ページ」をお開きください。「産業規模の現況及び将来の見通し」についてです。はじめに、左側の「製造品出荷額等」についてです。平成27年以降は増加傾向であり、目標年の令和22年には、78億円まで増加するものと推計しております。推計方法については、石巻市に合併されて以降の旧河北町の製造品出荷額等の統計値がないため、図9のとおり、合併前の最新値である平成16年の製造品出荷額の県東部地区に対する割合1.6パーセントを県東部地区の数値に乘じ、各年の数値を算出しております。

次に、右側の「年間商品販売額」についてです。平成27年以降は増加傾向であり、目標年の令和22年には、87億円まで増加するものと推計しております。推計方法については、先ほど御説明した製造品出荷額等と同様の方法を採用しております。

「25ページ」を御覧ください。「2都市づくりの基本方針」についてです。都市の将来像を「水と緑の潤い豊かな定住都市の形成」とし、将来像の実現のための基本方針を4点決めました。1点目は、「水と緑の優れた自然環境の活用、保全」、2点目は、「潤い豊かな生活環境の維持保全」、3点目は、「地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備」4点目は、「災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり」、以上の4点になります。

「26ページ」をお開きください。「②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」「1区域区分の決定の有無」についてです。本都市計画区域では、「住宅地や産業振興に伴い、市街地が無秩序に拡大する可能性は低い」ことから、引き続き、区域区分を定めないとします。

「27ページ」を御覧ください。ここからは、「③主要な都市計画の決定の方針」についてです。「1土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」については、「ライフスタイルに応じた住環境づくりの推進」や「優良な農地との健全な調和」などの方針を定めております。「2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「交通体系整備の基本方針」については、「広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保」「下水道整備の基本方針」については、「効率的な施設整備を推進」「河川整備の基本方針」については、「治水・利水・環境」

が一体となった水行政を推進」などの方針を定めております。

「28ページ」をお開きください。「3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「基本方針」として、「生活環境や産業機能、防災機能等の向上に向けた改善」などの方針を定めております。「4 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。「緑地整備の基本方針」として、「持続可能で魅力的な緑地環境の整備・維持管理」や「優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全」などの方針を定めております。

「29ページ」を御覧ください。最後の「5 防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。「防災の基本方針」として、「流域治水による水災害対策の実施」や「土地利用規制の強化、適切な誘導並びに移転の促進による災害被害の最小化」などの方針を定めております。

以上で、「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて」の説明を終わります。なお、見直しに係る詳細な変更箇所につきましては、別添2、4の新旧対照表を添付しております。また、併せて、別添1、3の見直し素案もお配りしておりますので、後ほど御覧ください。

「30ページ」をお開きください。最後に、「見直しスケジュールについて」御説明いたします。

「31ページ」を御覧ください。本日の報告後、住民説明会や国との事前協議等を経て、令和7年3月の次回都市計画審議会に付議し、令和7年5月に告示を目指して進めていく予定です。

「見直しスケジュールについて」の説明は以上になります。

本日御説明しました内容等について、御意見等ございましたら、9月末日を目処に、事務局あてに御連絡いただければ、そちらを確認させていただきながら対応していきたいと考えております。報告資料については、以上となります。

○増田議長 ありがとうございます。審議案件ではありませんが、委員の皆様から御意見や質問があればお願いいたします。私から一点御質問ですが、河北の都市計画案には今回の説明資料で図面等が付されていないのですが、どのように考えればよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 図面等については、報告資料2の別添3の素案の全体版を御覧いただきたいのですが、例えば、6ページや16ページの基本方針付図のような部分に添付しております。こちらを参考に御覧いただければと思います。

○橋本委員 宮城県市議会議長会の橋本です。事前に資料をいただきましたので、全体に目を通させていただきました。次回以降に詳細な説明が行われると思いますが、御説明いただきました報告資料2の「石巻広域、河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の11ページで、都市計画の目標として、「災害に強く活力、活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成」が挙げられております。集約化については、今後さらに必要となってくるものだと思いますが、併せて資料の13ページを見てみると、都市計画区域内の人口が、令和2年の15万1千人から令和12年には13万3千人、令和22年には11万7千人に減少すると予測されており、同様に市街化区域人口も減少すると見込まれております。一方で、別添資料の素案を見てみますと、市街化区域編入の予定として、3市町村が記載されておりますが、その中で、住居系の市街化区域編入を予定している地域があります。宮城県として人口フレームの計算をどのように行っているのか分かりませんが、こういった新たな住居系の開発というのは、先ほど申し上げ

た集約都市構造の形成と少し反するのように感じます。この開発目的については、どのような理由があるのか今の段階で確認できれば教えていただきたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 橋本委員から御意見ありました住居系のフレームについてですが、報告資料2の13ページのとおり、想定人口は、目標年で現況よりも減少を見込んでおります。その一方で、報告資料の別添1の素案33ページに市街化区域編入予定地区が記載されており、個別具体的な数字は、ここでは載せておりませんが、開発目的として住居系が記載されております。石巻広域都市計画に含まれる石巻市、東松島市及び女川町のそれぞれ人口は、今後減少して参りますが、一世帯当たりの居住者、いわゆる人口密度的考え方で行きますと、過去と比較して核家族化の進行や世帯を分ける生活スタイルへ移行する傾向が見受けられます。実際に国勢調査や県の基礎調査などのさまざまな調査により、人口密度の過密性の減少が見込まれ、今後、一世帯当たりの人数は減少します。つまり、総人口は減るものの、併せて一世帯当たりの人数も減っていき、全体として住居系の市街化区域の編入予定というのは、若干増加すると考えております。細かい部分の数字までは、お答え致しかねますが、全体的にそのような方向性の中で、例えば、市街化区域の中で、高度地区として石巻地区において駅前周辺を計画に定めていく等の方針に加えて、このような住居系の部分を若干増やさざるを得ないという将来構想を持っていると御理解願います。

○増田議長 増加する部分は新規参入で、減る部分はよく分からないという仕掛けになってしまっている部分もあるので、なかなか難しい部分かなと思います。恐らく令和22年くらいには、都市計画法の枠組みももう少し変わっているのだらうと思いますが、今はどちらに動くのか分からないところがありますので、今のところは、これまでの流れのような形で都市計画マスタープランを作っていくということになっております。また、今後、立地適正化計画とどのように結びついて行くのかについては、私自身も良く分からない部分があります。他に御意見はありますか。

○阿留多伎委員 今回の整備、開発及び保全の方針の中に観光という言葉が多く見受けられますが、インバウンドや国際的な観光という表現が少ない気がいたしますので、もう少し増やしてはいかがでしょうか。また、環境やSDGsといったものもあまり触れられていないので、これから作成するものであれば、もう少し文章化しても良いのではないかと思います。先ほど開発の話がありましたが、報告資料2の別添1の32ページで「市街化区域へ編入を予定する地区は、予定されている市街地整備が確実になされるよう、次の条件を全て満たした段階で市街化区域への編入を行う」と記載ありますが、同資料44ページには「おおむね10年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない」と書いてあります。必ずしも市街地開発事業と市街化区域編入はリンクしていないのかもしれませんが、ここは表現が矛盾する感じがいたしました。予定がないのに予定があるというようにも読めてしまいますので、少しその辺を整合させた方が良いのではないかと思います。また、同資料の表中部分については、「調整中」との記載が散見され、具体的な記載が少ないので、その部分についても、今回のようなタイミングであっても、もう少し詳細を詰めていただけるとありがたいと思いました。加えまして、細かい内容ですが、同資料47ページの環境保全系統という項目の記載部分の行間が、他と比べて大きいように思われますので確認いただければと思います。以上です。

○事務局（永澤都市計画課長） 阿留多伎委員に御指摘いただきました観光や環境の件についてですが、お示しした資料は、まだ素案ですので、今後、御意見を伺いながら対応していきたいと思えます。また、10年後の開発等に係る表現についてですが、そのような部分に関しましても、誤解を招かないような表現に修正していきたいと考えております。その他、細かい部分も含めて今後調整しながら、素案をまとめて行きたいと思えます。

○増田議長 他にどなたか御意見はありますか。ないようであれば、以上で、本日の会議は終了したいと思えます。

○事務局（久保副参事） 以上をもちまして、第210回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和6年8月29日（木）午後3時20分 閉会